

ティモシー・ハーディング ジュネーブ大学名誉教授講演会

「精神医療における人権保障の未来」

欧洲における恣意的拘禁防止の到達点



—扉の奥に、事前通告なく踏み入れる世界基準—

欧洲拷問等禁止条約がある社会の、新たなガイドラインを学ぶ

2020年3月8日(日) 13:30~16:30(受付:13:00)

高槻現代劇場 3階305集会室 (定員150名)

阪急高槻市駅から徒歩5分 JR高槻駅から徒歩12分 (詳細地図は裏面)

参加費 500円 事前申込み不要

講師 ティモシー・ハーディング ジュネーブ大学名誉教授

1993~現在、欧洲拷問等防止委員会専門調査員として、事前通告なく立ち入り視察できる権限をもち、多くの国的精神科病院等の拘禁施設を訪問・調査。ICJ調査団として日本の精神科病院を調査し、日本政府に勧告した経験をもつ。

通訳・解説 戸塚悦朗氏 (弁護士/第二東京弁護士会)

パネリスト 山本深雪氏 (精神医療ユーザー/認定NPO大阪精神医療人権センター副代表)
山口 亮氏 (弁護士/つくし法律事務所/京都弁護士会)

主催: 大阪人間科学大学 吉池研究室

共催: 認定NPO大阪精神医療人権センター

後援: 一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪)

アクセス 阪急高槻市駅から徒歩5分 JR 高槻駅から徒歩12分



〒569-0077 高槻市野見町 2-33
TEL. 072-671-1061

高槻現代劇場 (高槻市立文化会館)

市民会館 3階 305 集会室

お問合せ t-yoshiike@kun.ohs.ac.jp (メールのみ)

日本では、精神科病院等への恣意的な拘禁を防止する制度的な保障と法的枠組みが不十分であることが知られています。拷問等防止委員会(CPT)訪問制度を持つ欧州では、恣意的拘禁を防止するための制度と法的枠組みが着実に進歩しつつあります。欧州で定められてゆく先駆的な基準は、国連で定められてゆく世界基準の原型となり、国際社会に反映されてゆきます。日本が目指すべき国際基準の先には欧州基準があると言っても過言ではありません。

T.ハーディング教授は、人道・人権分野の医療専門家として、日本の精神科病院における国際法律家委員会人権実情調査団に参加され、宇都宮病院事件後の来日調査や、日本国政府への勧告に関与されておられます。また、CPTによる訪問にも長年携わっておられ、閉鎖性の高い精神科病院、警察、入管施設などへの事前通告無しの立ち入り調査に従事されました。

この度来日の機会に合わせて同名誉教授を大阪にお招きし、欧州における恣意的拘禁を防止する制度的な保障の到達点について、精神医療の視点を中心として講演をしていただきます。

同じ時代に他国で到達している人身の自由を中心とした人権保障の到達点から、この国の人権保障の未来と共に考えていただく契機にしたいと考えています。

講師：ティモシー・ウィルフレド・ハーディング 氏 ジュネーブ大学名誉教授

1941年生まれ。2007年まで、ジュネーブ大学司法精神医学部教授。同大学名誉教授。

1974年より、世界保健機関(WHO)精神障害者に関する法律専門官、同・南アフリカ虐待申立て調査団事務局長など人道・人権分野における医療専門家として活躍。

1985、1988、1992年に、日本の精神病院における国際法律家委員会(ICJ)人権実情調査団に参加。

宇都宮病院事件を契機とした精神衛生法改正に大きな影響を与える。

1993～現在まで、ヨーロッパ拷問等防止委員会専門調査員として、多数の国の精神科病院を中心とした拘禁施設を訪問・調査。調査員の判断で事前通告なく立ち入り視察できる権限をもつ。

通訳・解説：戸塚悦朗氏

元龍谷大学大学院法務研究科教授。宇都宮病院事件の解明、ICJ調査団派遣要請、精神衛生法改正等に関与。

精神医療問題に関する著書は、『精神医療と人権(1)「収容所列島日本」』(共著)、『精神医療と人権(2)「人権後進国日本」』(共著)、『精神医療と人権(3)「人間性回復への道」』(共著)、『諸外国の保安処分制度』(共著)ほか、多数。

パネリスト：山本深雪氏(精神医療ユーザー／認定NPO 大阪精神医療人権センター副代表)

精神科病院への訪問活動、面会活動、電話相談活動、厚労省の検討会等への参加や参考人発言など幅広く活躍。

山口 亮氏(弁護士／つくし法律事務所／京都弁護士会)

京都弁護士会高齢者・障害者支援センター運営委員会委員、精神科病院への出張法律相談活動など幅広く活躍。